

岩手県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成19年3月6日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1（1）市町村名 釜石市
- （2）指定を取り消した施設の名称 釜石市消防団第3分団第一部屯所
- 2（1）市町村名 奥州市
- （2）指定した施設の名称 白鳥地区防災センター
- （3）指定を取り消した施設の名称 南都田体育館、若柳体育館、胆沢農村環境改善センター
- 3（1）市町村名 滝沢村
- （2）指定した施設の名称 巣子集会所
- 4（1）市町村名 平泉町
- （2）指定した施設の名称 平泉町上野台町営住宅集会所、戸河内コミュニティセンター
- 5（1）市町村名 藤沢町
- （2）指定を取り消した施設の名称 たかぼく荘、藤沢町老人憩の家 宇和田荘